

審議資料

項目：生態系（生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑）

担当：輿水委員、杉田委員

意見

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

- 1 計画緑化面積について、地上部・人工地盤上の緑化や建築物緑化が合わせて示されていることから、その内訳を明らかにするとともに、建築物緑化の計画内容について具体的に示すこと。

【生物の生育・生息基盤】

- 2 本事業の実施により計画地の位置する明治神宮外苑の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されるとしていることから、前提となる植栽基盤の量及び質の確保に努めるとともにフォローアップ等で報告すること。

【水循環】

- 3 施設の建設後には、浸透トレンチ及び緑地を設置することにより地下水涵養能の確保を図っているが、当該施設は一部に人工地盤が使われていることから、浸透施設の設置位置を示すなど、地下水涵養の考え方について具体的に説明すること。

【水循環】

- 4 植栽散水に井水利用が計画されていることから、井戸の設置位置や掘削深さなどについて具体的に示すこと。また、井水利用に当たっては、地下水位に影響がないよう十分に配慮すること。

【生物・生態系】

- 5 既存樹のうち活着の良い広葉樹を中心として人工地盤上に移植する計画としているが、計画地南西、南側の針葉樹・常緑広葉樹の既存樹は現地に保存する計画としていることから、保存する既存樹と人工地盤との関係を明らかにすること。

【緑】

- 6 本事業は、将来的に一定の緑量を創出する計画としていることから、地上部の緑化はもとより人工地盤上の緑化や建築物緑化についても、その育成と維持管理に努めること。

審 議 資 料

項目：資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）

担当：谷川委員

意 見

【水利用】

- 1 トイレ洗浄水等の雑用水に雨水利用や循環利用水（中水）利用を計画しているが、一部、上水が使用されていることから、更なる雨水等の利用を推進するよう努めること。

【廃棄物】

- 2 設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を旧国立霞ヶ丘競技場の実績から49%と予測しているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーの象徴となる重要な施設であることから、その再資源化率の達成と向上に努めること。

【エコマテリアル】

- 3 「持続可能性に配慮した木材の調達基準」が策定され、都や国等が当該基準を尊重するよう働きかけを受けていることから、その趣旨に基づく木材の調達に可能な限り努めること。

審 議 資 料

項目：温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）

担当：野部委員

意 見

【温室効果ガス、エネルギー 共通】

建築物の省エネルギー性能に関して、平成 28 年 8 月に「東京都建築物環境配慮指針」の改定が行われたことから、この趣旨に鑑み、施設等の持続的稼働における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の更なる削減に努めること。

審 議 資 料

項目：土地利用（土地利用、地域分断、移転）

担当：秋田委員

意 見

【土地利用】

- 1 多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点形成が推進されるとしていることから、このことについて具体的に説明し、将来的な土地利用の考え方を示すこと。

【地域分断】

- 2 区道 43-660 及び区道 43-680 が計画地内に含まれており、オリンピックスタジアムと一体整備される計画であることから、歩行者通路の整備が出来次第速やかに開放するなど、工事に伴う影響の低減に努めること。

【地域分断】

- 3 敷地は自由に通り抜けられる通路空間として整備し、歩行者のアクセス性を向上させる計画としていることから、敷地内の歩行者動線に関する案内を表示するなど、歩行者が利用しやすいよう配慮すること。

【移転】

- 4 計画地内において移転を伴う施設があることから、その移転状況についてフォローアップ調査で確認すること。

審 議 資 料

項目：安全・衛生・安心（安全、消防・防災）

担当：水村委員、池上委員

意 見

【安全】

- 1 計画建築物において様々な利用者への配慮がなされるよう、条例やガイドライン等に基づいたユニバーサルデザインの計画としていることから、これらの計画を確実に実施するとともに、必要に応じてより一層の配慮に努めること。

【消防・防災】

- 2 計画建築物は大規模集客施設であることから、災害時における機能維持のための取組について具体的に記述すること。
また、災害時においても迅速かつ適切な対応ができるよう防災計画の策定に努めること。

審 議 資 料

項目：交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）

担当：水村委員

意 見

【交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通】

工事用車両の走行に当たっては、運転者への指導の徹底や工事用車両の出入口への交通整理員の配置、計画地周辺の車両の通行への配慮等を行う計画としていることから、これらの環境保全のための措置を確実に実施し、周辺地域における一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。